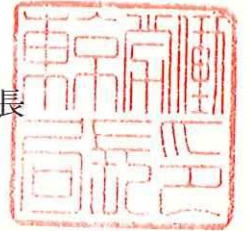


東労発基第405号
平成25年6月13日

(公社) 建設荷役車両安全技術協会東京都支部 殿

東京労働局長



平成25年度全国安全週間の実施について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、今年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「平成25年度全国安全週間実施要綱」に基づき、平成25年7月1日から7月7日までを本週間、6月1日から6月30日までを準備期間とすることとしています。

東京労働局管内における労働災害発生状況は、長期的には減少してきていますが、休業4日以上死傷者数でみると、平成21年9,101人、平成22年9,326人、平成23年9,537人、平成24年9,782人と、平成22年から3年連続の増加となり、極めて憂慮すべき事態となっております。

このような状況に対応すべく、東京労働局においては、平成25年3月26日付け東労発基第191号「第12次東京労働局労働災害防止計画の策定等について」により送付させていただいた「第12次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、労働災害のない「安全・安心な首都東京の実現」を目指し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関の御協力も得ながら「官民一体」となった労働災害防止の取組を推進しているところです。

「平成25年度全国安全週間実施要綱」の内容は、「第12次東京労働局労働災害防止計画」と共通するところが多く、東京労働局では全国安全週間の積極的な実施により、広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして「第12次東京労働局労働災害防止計画」の目標達成を図っていきたく考えています。

つきましては、貴団体におかれましても、平成25年度全国安全週間実施要綱に基づく全国安全週間の積極的な実施について、特段のご理解、ご協力をお願いいたします。